

文書館だより

第27号

平成8年7月

館長就任にあたって

文書館長 田中 康雄

文書館は発足以来一五年目を迎えました。これまで、文書館の活動も皆様方のご理解・ご協力をいたさながら、歴代館長の識見、才腕と職員の方力によって着実に軌道に乗ってきたように思います。

収蔵文書は行政文書が九万八千冊、古文書が二万六千冊に達し、県史編さん資料も引継がれ、充実してきました。

閲覧利用面では、市町村史編さんや県外からの利用も増え閲覧者の範囲が拡大しています。さらに古文書解説講座等も引き続き好評で、修了者等で結成された自主学習団体が活発な活動を展開するなど波及的な効果も生まれています。

昨平成七年十月には、書庫の増築が完成し懸案の一つを解決して新たな段階を迎えたといつてよいでしょう。

しかし、いくつつかの課題も抱えたままです。

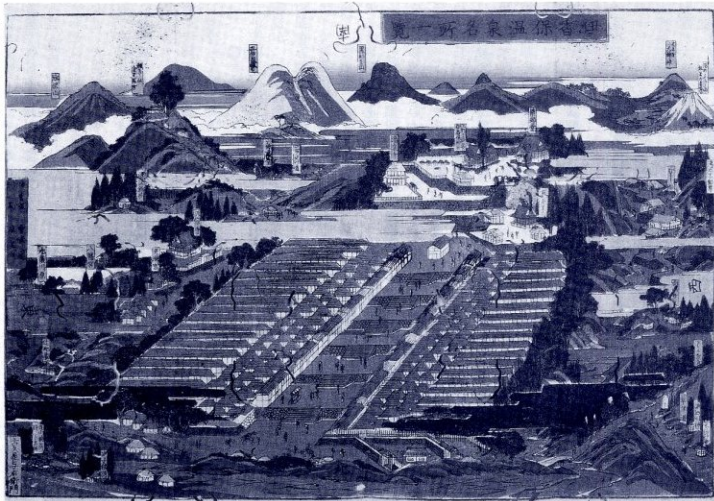
第一に、収蔵文書の整理が遅れていることです。収蔵したものが閲覧利用できない状態にあるのは文書館の役割を果たせません。資料整理能力は文書館の基礎体力です。

第二に、収集保存機能の拡大強化があります。これは県行政文書の一層有効な選別システムと、地域における公文書等の保存体制の問題があります。後者は市町村との連携が鍵となり、現在その具体化を目指しているところです。

第三に、収蔵文書の活用促進があります。文書館収蔵文書は、本来の作成目的と離れて歴史資料として利用され、またいわば「生ま」資料であるゆえに、時として「料理」が必要であるという特徴があります。このため資料群ごとの目録に加え、色々な目的にそって利用できるような統合的な検索手段と、活用上の諸情報を整備、提供することが不可欠です。活用範囲の広い資料の活性化や、閲覧室体制の強化を含め、このような活用促進が大きな課題です。

文書館が新たな段階へ向けて歩いて行く上には、これらの課題を解決していく必要があると考えています。

館長就任にあたり、今後とも、文書館に対して皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。



伊香保温泉名所一覽 たて37cm×よこ57cm 年代不詳 萩原満家文書No210-1

伊香保上町古久屋与右衛門板による伊香保温泉名所一覽です。石段街を中心に、湯殿・行き交う人々、周辺の名所等が書き記されています。なお、同封の由緒書には「伊香保の湯は、垂仁天皇の代より湧き出た和漢無双の名湯であり……と記されており、古来より普れ高き名湯であったことが伺い知れます。(古文書課 新井幸弘)

「史料保存シンポジウム」の開催について

総務普及課 岡田昭二

すでに「文書館だより」第二六号でも

紹介したとおり、文書館では昨春秋、書庫の増築工事と外構の生け垣工事がすべて完了しました。

そこで、本年二月十三日(金)、書庫

完成を記念して「史料保存シンポジウム」を開催しましたところ、公文書等の保存に関心のある県内市町村や県外の関係機関職員、一般県民から総数一〇四名の参加を得て、盛会裡に終了できました。以下、その概要を紹介いたします。

当日は、外山和夫次長の総合司会によって、次の日程で進行了しました。

一、主催者挨拶

二、記念講演「将軍吉宗と史料保存」

文化女子大学教授・原島陽一氏

三、「シンポジウム」地域社会と史料保存

一、公文書等の保存と地域の連携を求めて

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

高崎市史編さん室長・関 恒雄氏

○パネルディスカッション

四、閉会の挨拶

まず、主催者を代表して田中康雄副館

長が、今回の書庫増築に至る経緯につ

いて説明したあと、このシンポジウムの

目的は完成した増築書庫を県民及び市町村

関係者等へ披露することにあることと、

「公文書館法」の趣旨に基づき、公文書

等の保存及び活用の意義や、それを未来

へ伝えていく必要性について、参加され

た皆さんといっしょに考える機会にした

いと挨拶の言葉を述べました。



記念講演 原島講師

つづく記念講演会では、長年歴史資料の保存や整理業務に携わり、また昨年のNHK大河ドラマ「八代将軍吉宗」で風俗考証を担当された原島陽一氏が、その時のエピソードを交えながら、史料の人物像や彼の古典籍への関心、史料調査と収集、幕府の法制整備について紹介され、さらに江戸時代における史料保存の実例など、大変わかりやすく講演いただいた、午前の部を終えました。

なお昼休みの間には、文書館職員が案内に立ち、参加者の皆さんに増築した書庫や荷解き室、煙蒸室、整理室等を自由に見学していただきました。

○ 午後のシンポジウムでは、まず田中副館長が「地域社会と史料保存—公文書等の保存と地域の連携を求めて—」というテーマを設定した理由について、歴史資料として重要な公文書等を保存・活用することの意義や必要性を広くアピールするとともに、文書館と市町村関係機関との交流や連携をいっそう深め、さらにはそのネットワーク化に向けての気運を高めることにある、という趣旨説明を行なった。

引き続き埼玉県八潮市、新潟県新潟市、栃木県小山市、地元高崎市で公文書等の保存や自治体史編さんに携わり、経験豊富な四人のパネラーの方から、日頃の活動内容や課題などについて事例報告していただいた。

最初八潮市の遠藤氏は、昨年が戦後五十年という節目に当たり、阪神・淡路大震災が発生し、史料の危機管理という問題が大きくクローズアップされたことに触れたあと、一九七四年に地域史料保

存活用の実務研修機関として結成された埼玉県地域史料保存活用連絡協議会(埼玉史協)の活動経過を説明された。そして一九八九年に地域文書館としての機能を持つ八潮市立資料館が設立された背景には、埼玉史協の活動が基盤となっていたと



シンポジウム 4名のパネラー

述べられ、未だ設立されていない群馬県と栃木県にも早急に史料の保存活用のための連絡協議会が組織化され、史料の保存や災害対策などについても連携を深めていく必要性を訴えられた。

つづく新潟市の南氏は、埼玉県と同様に自治体史編さんのための連絡協議会からスタートした新史料協(新潟県歴史資料保存活用連絡協議会)の成立の経緯と具体的な活動内容について述べられたあと、その活動が市史編さん事業にも大きな影響を与えており、現在は市史編さん課で廃棄文書の収集を行っていること、そして事業終了後は収集史料を保存活用

するための公文書館を設立しようとして、さらには新史料協の会長という立場から、公文書の収集・廃棄基準や整理方法についての協議や共同研究の必要性など、今後の活動のあり方についても課題を示された。

第三番目の小山市の平田氏は、市立博物館の学芸員という立場で史料保存運動を進めてきた経験を通して、小山市の史料保存の歴史や現状について、新聞記事などから具体的な事例を取り上げて紹介された。そして、文書館の建設に向けては、まず市民への啓発活動を地道に継続し、新たな市民運動として展開させていく必要を説かれた。また、連絡協議会のような地域のネットワーク作りができれば、それを通じて史料保存運動も活発化し、地域文書館も設立されていくであろうという将来への展望も示された。

最後に、地元高崎市の関氏は、一九八八年からスタートした第三次の市史編さん事業の概要と市内における資料保存の現状について紹介された。そして、市史で収集された資料を保存活用するために文書館が必要であり、高崎市の第三次総合計画の中には市史編さん事業と並んで文書館設置を検討するという内容も盛り込まれており、そのための具体的なプラン作りを早急に行っていく必要性を強調された。また、市史編さん事業をスムーズに進めるためには市町村同事の横の連携が必要であり、もし連絡協議会が結成されれば、そこで様々な問題も議論できるであろうと、協議会の結成を強く呼びかけられた。

パネラーの方々の報告に引き続いて、駒形義夫古文書課長の司会によるパネルディスカッションを行い、フロアーから次のような質問が出されて、議論を深めることができた。

①住民の史料保存に対する関心の度合いや住民への啓発活動の具体例について
②行政文書の廃棄から保存・整理の具体的な進め方と廃棄規程について
③連絡協議会を設立した場合の負担金の区分について

④高崎市の公文書館設置構想の具体的な内容について
⑤公文書館における史料の収集と公開基準について

以上、このシンポジウムではパネラーの方々が、それぞれの立場から行政文書や古文書等の地域史料の保存活用の意義や、そのための文書館設立の必要性を主張されましたが、その前提としては、公文書等の保存の実務を担当する市町村関係機関の職員同士のネットワークが不可欠という点であり、主催者側の所期の目的をある程度は達成できたとおっしゃいます。

そこで、当文書館では、このシンポジウムをスタートとし、ここでの主張や参加者からの声に応えるため、今年度から新たに市町村との公文書等保存活用連絡協議会の結成を具体化するための準備会を計画しております。よって、県内の全市町村関係機関からの積極的な参加を心からお願いしたいと思います。
なお、このシンポジウムの内容の詳細については、現在、記録集を作成中です。

鮎魚の会だより

梅沢博幸

「自学自習」をモットーとする我が「鮎魚の会」では、昨年の長期古文書講座を終了した一六名の新鋭を仲間に加え、A組(午前組)七八名、B組(午後組)一〇四名、総勢一八二名の編成で新年度を迎えました。

「定例学習会」は、A・B両組ともに昨年から始めた多野郡鬼石町飯塚家文書の「御用留」を引き続いて学習しています。A組は量が多く、B組は字が難解でそれぞれ頭を悩ましていますが「文殊の智慧」を出し合いながら、自学自習の花を咲かせています。

古文書同好会だより

小林 謙

最近五年間の会員名簿を振り返って見ました。会員数の平均は約三十八名、古い会員と五年未満の会員との割合を見ると大体等分されているようです。

本年度は会員三十六名(内女性七名)でスタート、資料は昨年中断された新里村小野里家文書に戻り学習しています。これも慶応四年(明治元年)の算書を集めたもので、維新前後の混乱期のせい、かつて字や脱字も間々見受けられ解読に多少厄介な部分もありますが、当時の世相も窺え色々興味深い資料です。昨年九月の例会より休憩時間を利用し

「特別学習会」では、毎月二回、有志が集い、「松平藩日記」を読みながら、精力的に目録作りに取り組んでいます。亀のよるな歩みですが、着々と成果を挙げていると自負しています。

「館外学習」としては、年二回の現地学習を実施しています。第一回は、六月十六日に「前橋城跡探索モデルコース」を中心とする東毛方面を予定しています。会員の研究論文や情報交換の場として「鮎魚の会だより」を発行していますが、昨年四月二十五号で終わってしまいました。年四回の刊行を予定しており、内容も年々充実してきたところなので、今年こそと期待しています。

「我が故郷の歴史」と題して会員が地元を紹介することになりました。現在までに新吉村、松井田町、吉井町、子持村、渡川市、松井村(碓氷町の関所)、安中市、妙義町、中之条町等の方々それぞれ資料を作成して紹介され、好評裏に続いて今後の発表も期待されています。

今年中行事の一つ懇親会は十一月、大胡町の長興寺会館で開催、和綴の講習・茶湯の作法・特技の披露等一日を過ごした。また館外研修は三月、六合村「冬住の里書館」を訪れ、古文書・書画等を見学、あと四日日向見染師堂(国重文)を拝観し当地で一泊の旅でした。

会誌「はなみずき」は昨年度度刊しませんが本年秋第五号を発行の予定です。

明治期租税関係文書の概要

―件名カードの利用にあたって―

行政文書課 千葉 賢

当館が利用に供している明治期の行政文書の中で、今回は「租税関係文書」の概要を紹介いたします。

初めに明治期の地方税制の概略をみます。明治維新直後は幕府時代の制度が継承され、主として地租を中心とした田地に対する課税であり、現在の固定資産税にあたるものといえます。明治八年には、全国で適宜徴収していた税を国税と地方税に分け、地方税を徴する時は国の許可を必要としました。

明治十一年には地方税規則を定め、地方税の種類を地租制、営業税及び雑種課税並びに戸数割とし、その種類及び制限を定めました。また、明治二十一年の市町村制施行により、市町村は国税及び府県税の附加税と特別税を課することができるようになりました。

従来より明治二十三年の府県制によって、従来の地方税を府県税に改め、課税制限が変更されたり、府県税として家屋税が認められました。同時に郡制施行によって、郡は町村に対して賦金を課すことが認められています。また明治二十九年には、営業税法が公布され、府県税としての営業税は、課税対象が狭められました。明治三十八年には日露戦争勃発による軍費支弁のため非常特別税法を制定、国税の増徴を行う一方、地方税負担軽減のため、同法による増徴部分に対する附加税の課税はできなくなり、従来の附加

税制限率も引き下げられています。

日露戦争の終結後、国税・地方税を通じての改正が行われ、明治四十一年の地方税制限に関する法律により、府県の所得税附加税も認められ、同法は昭和十五年の大改正まで地方税の基本として存続しています。

このような税制の下に執行された租税関係文書が当館に所蔵されているものも、明治十三年（四十年）（一部大正元年）のもので次表のとおりです。以下その項目に従って主な文書の概要を紹介します。

■**財産** 明治十三年以降の群馬県有財産の管理関係文書で内務大臣へ進達した県有財産取調書や県庁の敷地・建物調査、県会議事堂、県立学校、県病院、警察及び監獄等の各県有財産調査があり、当時の県有財産の状況が分かります。このほか不要道路の払下許可や県会議事堂の一時使用等の許可指令、元監獄敷地建物の払い下げ等県有管理処分関係文書と河岸・道路工事に係る土地の寄附、河岸修繕工事に対する入札の寄附及び警察署へ

の自転車等の寄附等の受入指令や寄附受入に係る行賞・寄附整理簿等があります。

■**地方税** 主に地方税の賦課徴収、滞納処分、県税検査、土地建物調査及び貸家台帳が収録されており、具体的には、県税賦課徴収規則改正の県令等の関係規程や外国領事館並びに領事庁付属の外国人官吏に対する課税免除の内務・大蔵・外務大臣の訓令のほか地租制限外賦課の稟請書、大蔵両大臣からの許可通知、鉄道停車場税や蜜蝋製造の賦課の指令、県税検査成績や県税賦課に関する疑義照会、地方税の実収額調査報告等の文書が多数あります。

■**寄附物件** 道路改修・橋梁架設や河岸工事、学校、警察署の建築・修繕及び電話架設等に対する金目、敷地、建物等の物件のほか入札の寄附願出とその採納承認指令等の寄附関係の文書です。

■**公債** 公債関係文書には、嘉永七年から明治四年の旧沼田藩貸下金の受書、同藩貸下金一村戻書表をはじめ旧各藩の同藩貸下金取立帳、旧藩貸下金部分取立帳、返納寄簿や旧藩貸下金口譯帳があります。また明治六年太政官布告により、家禄及び賞与奉還希望者に秩禄公債や現金に奉還する家禄年分を一時下賜された家禄奉還金について、明治三十二年郡長から進達された各願出人の家禄奉還金不足始興願や秩禄不足額給興願簿等の関係書類が収録されています。

このほか公債関係文書の多くは明治二十五年から四十五年にかけて土木費関係のものが多く、特に災害土木費、利根・渡良瀬川改修分担金に対する起債や旧公債借替債等の許可稟請・賦債償還金及び償還方法変更の内務・大蔵両大臣への申請、同許可指令や両省の関係通達、県債借入・償還報告が主なものです。

■**税率特許** 市町村において財政需要の増により、その歳入不足に充てるため市町村制に基づき許可を受け特別税の新設や制限課税を賦課した明治二十二年から四十五年当時の関係文書で、特別税営業割として貸し座敷・娼妓への町税賦課や運船の用に供する牛馬への町税賦課、地租超過附加税等の内務大臣・大蔵大臣への許可稟請や特別村税条例改正、及び地租制限外課税許可簿等が収録されています。

■**所得税** 県立事件に対する処分した所得税調査委員会に対する知事の決定書や所得税調査委員会規則等の改正、貴族院多額納税者議員互選名簿等の県公所得税届出調査委員町村選挙の告示報告、所得税届出調査委員報告や所得税調査委員会の開会、閉会等の諸報告や所得税納税人の転出入に係る通知、照会等明治三十年当時の関係文書です。

■**諸税** 営業税附加税に関する書類が主で、営業税附加税賦課歩合の内務・大蔵両大臣の許可指令や営業税額の関係果との相互通報の往復文書、県税賦課に関する取消等の通知・照会文書があります。

■**その他** 県税検査員服制改正の県令や県費支弁旅費支給規則改正の訓令、県税賦課に関する営業地区等設置案、賦課規則の疑義照会の文書があります。

以上の文書によって、その制度や租税関係資料等から当時の行政の一端をみる事ができるものと思えます。

明治期租税関係文書数

分類項目	簿冊数	件名数
座落物件	61	984
地方附物	64	664
寄附税率	13	170
特許所得	32	95
その他	32	531
の	3	51
所請	2	91
その他	3	81
の	11	81
合計	218	2,667

(注)件名数は、件名カードの件数による。

新たに収蔵された

行政文書

管理受任等 平成7年度に管理委任、引継により県の各機関から受け入れた文書は、二、一六〇冊でした(詳細は表1のとおり)。

管理受任は、通常、6月の文書整理期間中に行っていますが、昨年度は2月に第2回目を実施しました。これは、第4文庫の3月末での閉鎖にともなう第1文庫整理のために、文書館への移管を1年先取りするから行われたものです。なお、2月受任分は現在照合中です。

表1 平成7年度管理受任文書部課別冊数

部局室課名	永年	年書	有期限	計	部局室課名	永年	年書	有期限	計
総務部 総務課	1			1	林務部 林政課	8			8
総務部 人事課	45			45	林務部 緑化推進課	14			14
総務部 学事文書課	48			48	林務部 商政課	18			18
総務部 広報課	6			6	林務部 工業振興課	4			4
総務部 国際課	9			9	林務部 労政課	133			133
総務部 税務課	29			29	土木部 用地課	82	97		179
総務部 地方課	14			14	土木部 道路建設課	91			91
総務部 消防防災課	139			139	土木部 道路維持課	186			186
総務部 地域整備課	53	319		372	土木部 都市計画課	138			138
総務部 交通政策課	1			1	土木部 都市施設課	13			13
総務部 統計課	32			32	知事部局合計	1,492	416		1,908
総務部 社会福祉課	21			21	管理 部 総務課	4			4
総務部 児童家庭課	10			10	管理 部 福利課	24			24
総務部 障害福祉課	20			20	学校教育部 学校人事課	209	14		223
総務部 県民生活課	15			15	学校教育部 学校指導課	1			1
総務部 国保医療課	66			66	教育委員会合計	238	14		252
総務部 生活衛生課	30			30	総計	1,730	430		2,160
衛生環境部 保健予防課	5			5					
衛生環境部 健康長寿課	19			19					
衛生環境部 環境保全課	7			7					
衛生環境部 自然環境課	26			26					
農政部 農政課	50			50					
農政部 農業経済課	2			2					
農政部 農業技術課	9			9					
農政部 畜産課	24			24					
農政部 畜産課	22			22					
農政部 土地改良課	100			100					
農政部 農村整備課	2			2					

収集 昨年度の文書整理等において県の各機関が廃棄した文書資料の中から、文書館が歴史資料として認める中からものは、一〇三冊でした(詳細は表2のとおり)。(田中尚)

表2 平成7年度収集文書部局別冊数

部局名	冊数
総務部	86
企画部	132
県民生活部	64
衛生環境部	89
農政部	145
林務部	43
商工労働部	89
土木部	191
地労委事務局	1
議会図書室	176
教委事務局	22
合計	1038

平成7年度マイクロ複製済絵図一覧

番号	地 図 名
地券発行に係る地引絵図	
483	緑豊郡本郷村
486	〃 神田村
487	〃 矢場村
491	〃 東平井村
492	〃 西平井村地券取調 中手伝
498	甘菜郡富岡町
503	〃 黒河村
504	〃 上黒岩村
506	〃 一宮町
507	〃 宇田村
508	〃 宮崎村地引絵図
511	〃 内匠村
512	〃 高瀬村
514	〃 岩染村
516	〃 岡本村
517	〃 上高尾村
518	〃 下高尾村
524	〃 上小林村
525	〃 南蛇井村
526	〃 中沢町
527	〃 蚊沼村
528	〃 神成村
532	〃 上丹生村
533	〃 下丹生村
534	〃 原村
540	碓氷郡原市村

番号	地 図 名
541	碓氷郡撤村
550	〃 鷺宮村地引絵図
551	〃 上間仁田村
552	〃 下間仁田村
553	〃 岩井村
554	〃 野殿村絵図面
555	〃 大谷村絵図面
556	〃 板鼻駅
557	〃 西上秋間村
558	〃 東上秋間村
559	〃 中秋間村
560	〃 下秋間村
563	〃 中後栗村
565	〃 下栗村
569	〃 谷津村
572	〃 島留村
573	〃 甘菜郡左京塚
576	〃 勢多郡分郷八崎村絵図面
577	〃 小室村
579	〃 上南室村
580	〃 上箱田村
581	〃 箱田村
582	〃 眞壁島之図
583	〃 持柏木村絵図面
584	〃 溝呂木村
586	〃 勝保沢村絵図面
592	〃 樽村
593	〃 樽村
596	〃 宮田村

番号	地 図 名
597	勢多郡長井小川村絵図
600	〃 田嶋村
602	〃 横室村絵図面
603	〃 原之郷
604	〃 小澤新田
605	〃 小暮村
606	〃 中塚村
607	〃 不動堂村
608	〃 石井村
609	〃 漆窪村
612	〃 米野村
614	〃 茂木村
615	〃 堀越村
616	〃 横澤色
617	〃 瀧窪村
618	〃 川原浜村
621	〃 鼻ヶ石村
622	〃 市ノ関村
624	〃 柏倉村
625	〃 三夜澤村
627	〃 馬場村
628	〃 苗ヶ島村
629	〃 大前田村
633	〃 月田村
635	〃 込皆戸村
636	〃 深津村
637	〃 女淵村
647	〃 関村
657	〃 新川村

番号	地 図 名
658	勢多郡水沼村
659	〃 八木原村
660	〃 上田沢村
661	〃 下田沢村
662	〃 宿籠村
664	〃 萩原村
665	〃 花輪村
666	〃 小夜戸村
667	〃 小中村
668	〃 神戸村
669	〃 座間村
670	〃 澤入村
671	群馬郡下室田村
672	〃 中室田郷
673	〃 上室田村
676	碓氷郡上里見村
677	〃 下里見村
679	群馬郡高濱絵図面
680	〃 本郷村
681	〃 白岩村
682	〃 十文字村
683	〃 宮澤村
685	〃 神戸村
686	〃 三ノ倉村
687	〃 権田村
689	〃 東明屋村
692	〃 下芝村絵図面
693	〃 善地村
694	〃 富岡村

新たに閲覧できる マイクロ複製済絵図

昨年度中にマイクロ複製化した明治初期絵図は、左表のとおりです。マイクロフィルムからの複製はその場ででき、カラー写真による複製も可能です。

新たに閲覧できる

古文書

閲覧点検を終え、新たに閲覧利用できる
寄贈・寄託古文書は次のとおりです。

◎利根郡月夜野町月夜野 中閑(なかん) 均家文書

利根郡月夜野町の中閑均家に伝来した古文書。文書番号(一〇六番迄)です。中閑家は享保年間には月夜野町名主を勤めており、その後も何度か名主役を勤めたようで、寛政一〇年(二七九八)の月夜野町人数増減帳控など江戸時代後期の町名主文書が残されています。その中には博徒として著名な国定忠次郎の天保一三年(一八四二)の人名書も含まれています。また、明治時代初期には月夜野町副戸長を勤めていますため、同町行政文書で、明治三年(一八七〇)の直心影流兵法目録なども残されています。

(請求番号九三〇二)

◎前橋市住吉町・高山英子家文書

高山英子家文書はすでに文書番号五〇〇番までが閲覧可能ですが、今回さらに文書番号五〇〇番から七〇三番迄が閲覧できるようになりました。新規閲覧となったのは、江戸時代後期より前橋の住吉町で医業に従事していた高山家に伝来した刊本と絵びらが中心です。刊本は江戸時代から大正時代までの和漢の文学書・歴史書や数学の教科書などの書籍で明治時代のものが中心です。絵びらは明治三八年から同四五年頃に前橋市内の商店が発行した絵入りの宣伝広告です。

(請求番号九三〇三)

◎甘菜郡下仁田町本宿・神戸金貴家文書

甘菜郡下仁田町本宿の神戸金貴家に伝来した古文書約一万三千余のうち、すでに閲覧可能になっている文書番号三七三〇番までの文書以外に約三三〇〇点が閲覧できるようにになりました。これは群馬県立文書館収蔵文書目録14・神戸金貴家文書目録(一)が刊行されたことに伴うものです。同目録にはすでに閲覧可能になっていた分も含めて約六七〇〇点の本宿村名主文書が収録されています。神戸家は江戸時代初頭より本宿村(延宝六年までは西牧村の名主を勤め、西牧・藤井 関所の関所守でもありました。このため江戸時代初期までの本宿村及び兼帯名主を勤めていた甘菜郡黒川村(現下仁田町)・同郡恩賀村・同郡入山村(以上、現松井田町)の名主文書と西牧関所に関する文書が残されました。今回刊行された「神戸金貴家文書目録(一)」にはこれらの文書を収録しました。但し、同家文書の中には家業である麻屋・酒造業・質屋などの経営に関する約七書及び明治初年の戸長役場文書などの私文書も含まれています。現在整理中のためこれらの文書の閲覧は後日となります。但し、文書番号三七三〇番迄のものは私的文書でも閲覧可能。

(請求番号八二二三)

マイクログループ文書では次のものです。

◎甘菜郡下仁田町本宿・勅使川原文江家文書

甘菜郡下仁田町本宿の勅使川原家に伝来した本宿村の村政文書(文書番号五三一番迄)です。勅使川原家は享保三年(一

八五〇)から安政五年(一八五八)まで本宿村上組名主(本宿村は弘化二年(一八四五)に上下二組に組分けをしている)を勤めています。同家文書の多くは弘化二年の村名主組分に至る経過を示す文書及び上組名主組分に作成された名主文書です。したがって、同じ本宿村の名主文書である神戸金貴家文書を補充することができます。他に正徳年間以降の同家私的文書も若干含まれています。なお、同家文書は本来寄託文書(請求番号八一一五)ですが、伝来過程での焼損により一部の文書が閲覧不可能の状態であったため、全文書をマイクログループ複製本の閲覧に転換しました。(F P 九四〇六)

◎佐波郡埴田町・島村至種文書

昭和二六年から同六二年までの島村至種協同組合・島村至種株式会社経営・生産内容に関する文書類(文書番号九四〇番迄)です。「労働協約」「就業規則」「蚕糸課報告書」「決算報告書」及び島村至種株式会社設立に関する文書等があります。(F P 九四〇二)

新たに収蔵された

◎吾妻郡野村町・小宿村の名引継文書

平成八年一月以降、当文書館に寄贈・寄託された古文書は次のとおりです。

◎吾妻郡長野原町・応桑区有文書(寄託)

吾妻郡野村町と小宿村の名引継文書約四〇〇点と明治時代の応桑村戸長役場文書約四〇〇点の計約八〇〇点です。

◎群馬郡群馬町東国分寺・住谷修家文書

追加として、寛政三年及び寛政七年の

東国分寺宗門人別改帳計三冊と寛延元年五人組帳筆写原稿一冊の計四冊です。

◎東京都大田区・斎藤忠一家文書(寄贈)

追加として、前橋藩士斎藤善園(自由民権活動家斎藤壬生雄の父)の幕末期の写本三冊と明治時代の新聞書抜版一〇冊など計四九点です。

◎前橋市池端町・池端町自治会文書(寄託)

江戸時代後期から明治時代初期の池端村村政文書約一〇〇点です。

◎沼田市上川田町・藤塚清温家文書(寄託)

上川田村の藤塚家に伝来した江戸時代から明治時代の上川田村名主文書と同家私的文書の合計約一七〇〇点です。

◎勢多郡新里村野村本木義夫家文書(寄託)

勢多郡野村の千本木家に伝来した江戸時代の名主文書と同家当主が記した明治一〇年代後半から同二〇年代の日記など約一五〇点です。

◎伊勢崎市曲輪町・下城株式会社文書(寄託)

伊勢崎で明治二八年より繊維物業を商う下城商店(現シロテックス)の明治三〇年頃から昭和三年までの経営帳簿類です。総点数は約二五〇〇点です。

◎伊勢崎市堀町町・野村伊太夫家文書(寄託)

追加として、佐波郡名和村の野村家に伝来した慶応四年(一八六八)三月付の治安維持に関する高札二枚です。発令者は太政官と東山道総督府執事です。

(古文書課 鈴木一哉)

古文書

古文書解読コーナー

奉公人請状

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

毎段二奉
 九月



三国街道の宿場の一つに永井(村)宿(現利根郡新治村永井)があります。三国峠を越後側に越えると共に浅見宿(現新潟県湯沢町三国浅見)です。永井宿で代々本陣を勤めていた笛木家の文書およそ二千点のうち、奉公人請状(奉公人側から雇い主に宛てて出される契約書)が主に文化年間から明治初期にかけて約一四〇点残されています。今回はこの中から女性の奉公人請状を取り上げます。

本文は三項目からなり、一つめには安政二年(一八五五)二月、ちよという女性が越後国三嶋郡藤川村(現新潟県三島町藤川、三国街道与板宿の近郷)から三年間、給金七両で笛木家に下女奉公に來たとありませ。〔仕着せ〕とは雇い主が奉公人に仕事着として支給する衣類で、夏は「単物」、冬には「前掛」が与えられる取り決めです。

二つめには幕府や家のきまりを遵守し、取違(他人の物を奪つて逃げる)こと、や欠落(出奔のこと)等で支障を來たしたら雇い主の指示に従い、病氣で動められなくなった時は給金を日割り計算して弁済すると明記しています。

三つめには宗旨にふれ、ちよの身元については「我等」が保証するとありませ。我等とは、文書の差出人である人主三左衛門、口入請人彦四郎、口入人藤兵衛のことです。人主とは請人に対して奉公人の身元を保証する人(この場合は父親、請人は雇い主に対し奉公人を保証します。口入とは奉公先を仲介することであり、口入請人と口入と請人を兼ねている人のこと)です。

さて上掲文書を一覽すると、本文中程の裏側、丁度紙を継いだ部分には、写真では分かりにくいのですが、継いだ紙が離れたために差出人の三人の印判が押されています。これを継目印といいます。「七両」と「請取」の文字の上にも、三左衛門が確實に受取ったことを示す印判が押されています。笛木家への奉公人の多くは合瀬・吹路・猿ヶ京といった近郷から来ていますが、越後からの奉公人は

奉公人請状の割にあまりありません。奉公期間も一年が多いのですが三分二(二月に二〇日)、半年(同一五日)等と多様です。職種内容については、乳母奉公人請状が二通ある以外はいずれも表記されてはいません。笛木家は本陣経営以外にも名主・問屋を兼帯し、家業として質屋を営む傍ら糞糞・酒造業等に携わっており、奉公人はそれらの仕事や家事働きの使用人として雇われていたのではないのでしょうか。

〔釈文〕
 請取番号八四一八三六九一二
 (古文書課 櫻沢恭子)

一 此ちよ申女給成ル者二付、我等請人三罷立、当卯年二月二日口入申出二し、迄中三罷立、当極メ、貴殿方へ御奉公差出し申候處正御座候、但し給金之儀者金七兩二相定メ候御渡し被下候二請取申候、御仕着せ之儀者、夏単物冬前掛可被下候約連二御座候。

一 御公儀様御法度之儀者不申、御家法何事二不寄為相背申間敷候、若取違欠落等仕候ハ、早速当人尋出し其品相取、右身代金取調、貴殿任御差圖差出し可申候、万一長柄相煩候ハ、日動定割合ヲ以返金候、貴殿江御掛相掛ケ申間敷候。

一 宗旨之儀者代々浄土信、宗二にて紛レ無御座候、若シ御縁御座候而未々御召使江被下候ハ、此身形ニ添書致差入申候間御使可被下候、右之外何様之六ツケ敷義出来仕候共、我等方へ引請急度時明少茂貴殿江御難儀相掛ケ申間敷候、為後日季女奉公人請状仍而如件。

越後国奉公人主
 安政二年
 卯二月日 同国三嶋郡藤川村口入請人 彦四郎(印)
 上毛中之条町口入人 藤兵衛(印)

上州三国通り永井村
 四郎右衛門殿

レファレンス コーナー!

Q 「書札礼」とは何のことですか

A 書札礼(しょざつれい)を簡単に述べれば古文書の作法のことですが、一口で言えることは難しいことです。

古く律令時代においては、公式令(くしきりょう)に定める公文書の様式がありました。やがて、武家社会になると公家様式と武家様式の書式ができました。特に十三世紀後半の弘安八年(二二八五年十二月に定められた「弘安礼節」(こうあんれいせつ)と呼ばれるものは後世の公武両者の典拠となったものです。

さて、一般的には公家の作法を「有識(ゆうしやく)」といひ、国学者の間ではこれを「ゆうそく」とし読むのを例としていました。これに対して武家作法のことを「故実(こじつ)」といひ、あわせて有識故実と呼んでいます。

武家故実の場合は、鎌倉時代以降それぞれ弓・馬・礼式等を専門に伝える諸家が独自の家伝をもつて伝授していました。代表的な諸家として伊勢氏・小笠原氏・今川氏・曾我氏・大館氏・細川氏等が有名です。このうち伊勢氏と小笠原氏は殿中および弓・馬その他の礼儀作法をも管掌することになっていました。こと書札礼に関しては両家の他に曾我氏と大館氏の流儀も有力でした。特に江戸期に至っては、曾我氏の流儀が広く普及したようです。

さて、封建社会においては、身分の上

下や官位によってその使用される語にも変化がありました。一例としては、江戸時代に家督相続を表現する言葉として家督・跡目・跡目という語がありますが、この言葉は武家の格式によって用法が定まっていた。

また、書状の場合その書体と様式によって、発給者と相手方との親疎軽重の区別が生じていました。特に先宛の敬称とされる「殿」とか「様」の場合段階の崩し字が存在していました。そしてその書体が、丁取の書式で書かれたものか又は相手に対して尊大の態度で臨んだものか、さらにこの間隙や友人に宛たた文書であるか一見して判断できない様になっていました。

ところが、現代社会においては、日常に筆文字をほとんど使用する機会もなく、現在ではこれら微妙の差を無視して一つの印刷活字となつています。そのため原文書の息吹をよほど注意しないとそれらの微妙な差を見落としてしまいます。

一つの様式や形式が社会で定着するにはそれなりの理由がそこに存在しています。そのことを考えることも歴史的研究にとっては重要なことです。そのためには、日頃から古文書や書札礼に関心をもち資料を眺める必要があります。また、そうする事によって新たな発見もあると思います。

古文書課 小山 友孝

告知板

◎企画展「歴史の上毛かるた」(二版題)の案内

期間 10月22日(火)～11月22日(金)

「上毛かるた」が誕生してまもなく五十周年を迎えます。今回の展示では「上毛かるた」の歴史やそれぞれの札にまつわる資料を紹介いたします。

なお、11月10日(日)午後2時～4時に文書館研修室に於て、群馬大学講師の原口美貴子氏をお招きし、記念講演会を開催する予定です。

◎群馬県立文書館収蔵文書目録 14
◎甘葉郡下仁田町本宿・神戸金貴家文書(1)の発刊

本目録は、甘葉郡本宿村(現下仁田町)の神戸家に伝存した約一万三千点余の文書のうち、内約六七〇〇点を収録した分類目録です。内容は神戸家が名主を勤めていた本宿村及び兼帯名主を勤めていた甘葉郡黒川村・同郡恩賀村・同郡入山村の名主文書と、同家が関係の文書勤めていた西牧(藤井) 関係関係の文書勤めていた

◎群馬県行政文書事件目録第8集(明治期土木・河川編)の発刊

本目録は、「行政文書簿冊目録明治編」の分類項目「土木・河川」にあたる簿冊二〇八冊、二、八〇九件を収録した件名目録です。内容は、道路・橋梁・河川・堤防・鉄道・水道などの工事に關する文書で、明治以降本県の社会基盤整備と深く関わるものです。

◎「群馬県史収集複製資料目録」第3集
—近世史部会収集資料(その3)—刊行

本目録には、県史編纂室内近世史部会が写真撮影で収集した県内外の古文書を収録しています。対象地域は渋川市、北群馬郡、沼田市、利根郡、吾妻郡、県外一都一府十二県、収録総数は一万八七六六(六〇〇件、一五二三簿冊)です。



あゆみ

これで近世史部会収集資料はすべて閲覧できますのでご利用ください。

平成7年度第3回常設展(4月14日)

2・20 文書館運営協議会開催

2・23 書庫増築完成記念史料保存シンポジウム開催

3・1 「ぐんま史料研究」第6号刊行

3・17 新築書庫くん蒸作業(21日)

3・31 「行政文書事件目録」第8集、「群馬県立文書館収蔵文書目録」14、「群馬県史収集複製資料目録」第3集・紀要「双文」第13号刊行

4・1 文書館運営協議会委員19名文書館文書調査員23名委嘱

5・11 古文書解説入門講座(18日、25日、6月1日、8日、15日、22日修了式)

5・13 明治期地籍図マイクロ撮影(15日)

5・14 平成8年度第1回常設展(7月7日)

6・11 行政文書管理委任、引継、収集作業開始(26日)

発行/群馬県立文書館

印刷/朝日印刷工業株式会社

〒1 前橋市文京町三丁目三番地
電話 027-233-1111
FAX 027-233-1113
電子 関係人へ